

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準
に関する国際条約

千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

この条約の締約国は、

千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「千九百七十八年のSTCW条約」という。）に留意し、

合意により漁船に雇い入れられる乗組員の訓練及び資格証明並びに当直に関する国際基準を設定することにより、海上における人命及び財産の安全を更に増進すること並びに海洋環境の保護を更に促進することを希望し、

漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「この条約」という。）の締結によりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

第一条 一般的義務

1 締約国は、この条約及びこの条約の不可分の一部を成す附属書を実施することを約束する。「この条

約」というときは、附属書を含めていうものとする。

2 締約国は、海上における人命及び財産の安全並びに海洋環境の保護の見地から、海上航行漁船の乗組員が任務を遂行するのに必要な能力及び適性を備えることを確保するため、この条約の十分かつ完全な実施に必要な法令の制定その他の措置をとることを約束する。

第二条 定義

この条約の適用上、別段の明文の規定がない限り、

1.1 「締約国」とは、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。

1.2 「主管庁」とは、漁船の旗国である締約国の政府をいう。

1.3 「証明書」とは、名称のいかんを問わず、この条約の規定に従って発給され、又は承認される有効な文書であつて、受有者に対し当該文書に記載する業務又は国内法令に規定する業務を行うことを認めるものをいう。

1.4 「証明書を与えられた」とは、正当に証明書を受有していることをいう。

1.5 「機関」とは、国際海事機関をいう。

1.6 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

1.7 「漁船」とは、魚類その他の海洋生物資源を採捕するために商業的に使用する船舶をいう。

1.8 「海上航行漁船」とは、漁船のうち、内陸水域又は外洋の影響から保護されている水域若しくは港湾規則の適用水域若しくはこれらの水域に近接する水域のみを航行する漁船以外のものをいう。

第三条 適用

この条約は、締約国を旗国とする海上航行漁船において業務を行う乗組員に適用する。

第四条 情報の送付

各締約国は、次の情報を事務局長に送付する。

1.1 この条約を十分かつ完全に実施するためにとった措置に関する報告（この条約の定めるところにより発給される証明書の見本を含む。）

1.2 附属書第一―五規則に規定するその他の情報

第五条 他の条約及び解釈

1 漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する従前の条約及び取極であって締約国の間において

効力を有するものは、その有効期間内は、次のものについて引き続き十分かつ完全な効力を有する。

1.1 この条約が適用されない漁船員

1.2 この条約が適用される漁船員に係る事項であつてこの条約に明文の規定がないもの

2 1に規定する条約又は取極がこの条約に抵触する場合には、締約国は、これらの条約又は取極に基づく約束とこの条約に基づく義務とが抵触しないことを確保するため、これらの約束について再検討する。

3 この条約に明文の規定がない事項については、締約国の法令に従うものとする。

第六条 資格証明

漁船員は、この条約の附属書の規定に従つて証明書を与えられる。

第七条 国内法令

1 各締約国は、自国が発給した証明書又は裏書の受有者による当該証明書に係る任務の遂行に関し、当該受有者の能力の欠如、作為又は不作為であつて、海上における人命若しくは財産の安全又は海洋環境を直接脅かすおそれがあるものの報告があつたときに、それら能力の欠如、作為又は不作為に関する公平な調査を行うための手順及び手続を設け、並びにそれら能力の欠如、作為又は不作為を理由とし、及び不正の

防止を目的として、当該証明書を撤回し、停止し、及び取り消すための手順及び手続を設ける。

2 各締約国は、自国を旗国とする漁船又は自国が正当に証明書を与えた漁船員に関し、この条約を実施するための国内法令が遵守されていない場合における罰又は懲戒処分について定める。

3 2に規定する罰又は懲戒処分は、特に次の場合について定められ、及び執行される。

3.1 所有者、所有者の代理人又は船長が、この条約によって要求される証明書を受有していない者を従業させた場合

3.2 船長が、いずれかの職務区分におけるいずれかの業務細目又は業務であつて、適当な証明書を受有している者が遂行することが附属書の規則によって要求されるものにつき、適当な証明書又は臨時業務許可書を受有していない者が遂行することを容認した場合

3.3 ある者が、いずれかの職務区分におけるいずれかの業務細目又は業務であつて、証明書又は臨時業務許可書を受有している者が遂行し、又は満たすことが附属書の規則によって要求されるものを遂行するために、詐欺によって又は偽造された文書によって雇用を得た場合

4 締約国は、3に定めるこの条約の明らかな不遵守について責任を有している、又は知っていると明確な

根拠により認められる所有者、所有者の代理人又はその他の者が自国の管轄内に所在する場合において、いずれかの締約国が自国の管轄下において当該所有者、所有者の代理人又はその他の者に対する手続を開始する意思を当該締約国に通知したときは、当該いずれかの締約国に対しあらゆる可能な協力を行う。

第八条 監督

1 漁船は、他の締約国の港にある間、当該他の締約国から正当に権限を与えられた監督官の行う監督に服する。監督官は、船上で業務を行う者のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されている全てのものが、当該証明書を与えられ、又は適当な臨時業務許可書を受有していることを確認する。

2 監督を行う締約国は、附属書第一―四規則3に定める要件の不備が是正されていない場合（当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険がある場合に限る。）には、当該危険が除去される程度に当該要件の不備が是正されるまでの間、漁船を航行させないための措置をとる。当該措置に係る事実は、速やかに事務局長及び主管庁に報告する。

3 監督を行うに際しては、次のことを確保する。

3.1 漁船を不当に抑留し、又は漁船の出航を不当に遅延させることのないように、あらゆる可能な努力を

払う。漁船は、不当に抑留され、又は出航を不当に遅延させられた場合には、被った損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

3.2 外国漁船の乗組員の場合に認められる裁量は、寄港国を旗国とする漁船の乗組員に与えられる裁量より小さいものであつてはならない。

4 締約国でない国を旗国とする漁船が締約国を旗国とする漁船よりいかなる有利な取扱いも受けることのないよう、必要な場合にはこの条の規定を準用する。

第九条 技術協力の促進

1 締約国は、この条約の目的を推進するため、開発途上国の特別の必要性を考慮した上、機関と協議し、及び機関の協力を得て、可能な場合には国、小地域又は地域を単位として、次の事項について技術援助を要請する他の国に対する支援を促進する。

1.1 事務職員及び技術職員の訓練

1.2 漁船員訓練機関の設立

1.3 漁船員訓練機関に対する設備及び施設の供与

1.4 適切な訓練計画（海上航行漁船における実習訓練を含む。）の開発

1.5 その他漁船員の能力を向上させるための方法及び措置の採用の促進

2 機関は、適当な場合には、他の国際機関、特に、国際労働機関及び国際連合食糧農業機関と協議し、又は協力して、1.1から1.5までの事項について技術援助を促進する。

第十条 改正

1 この条約は、この条に定めるいずれかの手続に従って改正することができる。

2 機関における審議の後の改正

2.1 締約国の提案する改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の六箇月前までに、当該改正案を機関の全ての加盟国、全ての締約国、国際労働事務局長及び国際連合食糧農業機関事務局長のそれぞれに対し回章に付する。

2.2 2.1の規定により提案され、かつ、回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。

2.3 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審

議に参加する権利を有する。

2.4 改正案は、2.3の規定により拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上安全委員会」という。）に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。

2.5 2.4の規定に従って採択された改正は、事務局長が全ての締約国に送付する。

2.6 この条約のいずれかの条の改正は、締約国の三分の二が受諾した日に受諾されたものとみなす。

2.7 附属書又は附属書の付録の改正は、次のいずれかの日に受諾されたものとみなす。

2.7.1 改正が採択された日から二年を経過した日

2.7.2 採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決

で2.7.1に定める期間以外の期間（一年以上とする。）が決定された場合には、当該期間を経過した日ただし、定められた期間内に三分の一を超える締約国により事務局長に対し改正に反対する旨の通告が行われた場合には、当該改正は、受諾されなかったものとみなす。

2.8 この条約のいずれかの条の改正は、受諾した締約国については、当該改正が受諾されたとみなされる

日の後六箇月で効力を生ずるものとし、また、その日の後に受諾する締約国については、当該締約国の受諾の日の後六箇月で効力を生ずる。

2.9 附属書及び附属書の付録の改正は、2.7の規定により当該改正に反対し、かつ、その反対を撤回しなかった締約国を除く全ての締約国について、当該改正が受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、当該改正が効力を生ずべき日前においては、締約国は、その効力発生の日から一年以内の期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で決定する一層長い期間自国について当該改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができる。

3 会議による改正

3.1 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、国際労働事務局長及び国際連合食糧農業機関事務局長のそれぞれと協力し、又は協議して、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

3.2 事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で

採択された改正を、受諾のため、全ての締約国に送付する。

3.3 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、2.6及び2.8又は2.7及び2.9にそれぞれ定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合において、2.7及び2.9中「拡大海上安全委員会」とあるのは、「締約国会議」と読み替えるものとする。

4 改正の受諾若しくは反対の宣言又は2.9の規定に基づく通告は、事務局長に対し文書で行うものとし、事務局長は、当該文書の提出があつたこと及びこれを受領した日を全ての締約国に通報する。

5 事務局長は、効力を生ずる改正及びその効力発生の日を全ての締約国に通報する。

第十一条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この条約は、機関の本部において、千九百九十六年一月一日から同年九月三十日までは署名のため開放し、その後は加入のため開放しておく。いずれの国も、次のいずれかの方法によりこの条約の締約国となることができる。

1.1 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

1.2 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し、又は承認すること。

1.3 加入すること。

2 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を事務局長に寄託することによって行う。

第十二条 効力発生

1 この条約は、十五以上の国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し、又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

2 この条約の効力発生のための要件が満たされた後この条約の効力発生の日までにこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又はこれらの文書の寄託の日の後三箇月を経過する日のうちいずれか遅い日に効力を生ずる。

3 この条約の効力発生の日後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、この条約は、これらの文書の寄託の日の後三箇月で効力を生ずる。

4 この条約の改正が第十条の規定に従って受諾されたとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正されたこの条約に係るものとする。

第十三条 廃棄

1 締約国は、自国についてこの条約の効力が生ずる日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に対する通告書によって行う。

3 廃棄は、事務局長が廃棄の通告書を受領した後十二箇月で、又は通告書に明記された十二箇月よりも長い期間を経過した後に、効力を生ずる。

第十四条 寄託者

1 この条約は、機関の事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

2 寄託者は、次のことを行う。

2.1 この条約に署名し、又は加入している全ての国の政府に対し、次の事項を通報すること。

2.1.1 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日

2.1.2 この条約の効力発生の日

2.1.3 この条約の廃棄書の寄託及びその受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

2.2 この条約に署名し、又は加入している全ての国の政府に対してこの条約の認証謄本を送付すること。

3 この条約が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第二百二条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため、速やかに国際連合事務総長に送付する。

第十五条 用語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十五年七月七日にロンドンで作成した。

附属書

第一章 一般規定

第一―一規則 定義

1 この附属書の適用上、次の定義を適用する。

1.1 「この規則」とは、この附属書の規則をいう。

1.2 「承認された」とは、この規則に従って締約国により承認されたことをいう。

1.3 「船長」とは、漁船を指揮する者をいう。

1.4 「職員」とは、船長以外の漁船の乗組員であつて、国内法令によりそのように定められているもの又は、国内法令に定めがない場合には、労働協約若しくは慣習によりそのように扱われているものをいう。

1.5 「甲板部の当直を担当する職員」とは、第二―二規則又は第二―四規則に定めるところにより資格を有する職員をいう。

1.6 「機関部職員」とは、第二―五―一―一規則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規則に定めるところにより資格を有する職員をいう。

1.7 「機関長」とは、漁船の推進機関に関し責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に関し責任を有する首席機関部職員をいう。

1.8 「一等機関士」とは、機関長の次の地位にある機関部職員であつて、機関長に事故がある場合に漁船の推進機関に関し責任を有し、並びに漁船の機械装置及び電気設備の運転及び保守に関し責任を有することとなるものをいう。

1.9 「無線通信士」とは、無線通信規則の定めるところにより主管庁が発給し、又は承認する適当な証明書を受有する者をいう。

1.10 「無線通信規則」とは、効力を有する国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約を補完する無線通信規則をいう。

1.11 「千九百七十八年のSTCW条約」とは、千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約をいう。

1.12 「千九百九十三年のトレモリノス議定書」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書をいう。

1.13 「二千十二年のケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をいう。

1.14 「月」とは、一暦月又は一箇月未満の複数の期間から成る三十日をいう。

1.15 「海上航行業務」とは、漁船における業務であつて、証明書又は他の資格の発給又は更新に関連するものをいう。

1.16 「推進出力」とは、漁船の全ての主推進機関のキロワット表示による連続最大出力であつて、漁船登録の証明書その他の公的文書に記載されているものをいう。

1.17 「限定水域」とは、締約国の主管庁が定める締約国の近傍の水域であつて、当該水域内ではある程度の安全が認められており、全ての漁船員的能力及び資格証明の基準につき、当該水域外における業務のための基準よりも低い水準に設定することが可能であるものをいう。主管庁は、限定水域の範囲を決定

するに当たっては、機関が作成する指針を考慮する。

1.18 「無限定水域」とは、限定水域を越える水域をいう。

1.19 「長さ（L）」とは、キール線から測った最小の型深さの八十五パーセントの位置における喫水線における全長の九十六パーセント又は当該喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された漁船については、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線と平行なものとする。

1.20 「型深さ」とは、キール線から作業甲板ビームの船側における上面までを測った垂直の距離をいう。

1.21 「STCW-Fコード」とは、決議MSC.562(108)によって採択された漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関するコード（機関による改正を含む。）をいう。

1.22 「所有者」とは、漁船の所有者又は管理人、代理人、運航者、会社、委任を受けた代表者、裸傭船者その他の当該所有者以外の団体若しくは個人であつて、当該所有者から漁船の運航に係る責任を引き受け、かつ、その引受けに際して、この条約に従つて漁船の所有者に課される義務及び責任を引き継ぐことに同意したものをいう。この場合において、別の団体又は個人が漁船の所有者の義務又は責任の一部

を果たすか否かを問わない。

1.23 「漁船員」とは、漁船において、職務区分のいかんにかかわらず雇い入れられ、若しくは従業し、又は職務を遂行する全ての者（漁船において労働する者であつて漁獲量に応じ報酬を受けるものを含み、水先人、軍艦の乗組員、政府に永続的に勤務するその他の者、漁船において仕事を行う陸上を拠点とする者及び漁業オペレーターを除く。）をいう。

1.24 「業務細目」とは、STCWコードに定める一連の作業、任務及び責任であつて、漁船の運航、海上における人命の安全又は海洋環境の保護に必要なものをいう。

1.25 「漁業練習船」とは、魚類の採捕及び貯蔵のために設計された専用の練習船であつて、次章の規定により要求される能力の実証及び評価のための訓練の機会を提供するものをいう。

1.26 「GMDSS無線通信士」とは、第二―六規則に定めるところにより資格を有する者をいう。

1.27 「資格証明書」とは、次章に定めるところにより船長、職員及びGMDSS無線通信士に対して発給され、及び裏書された証明書であつて、その正当な受有者に対し、当該証明書に明記された責任の水準で、その職務区分において業務を行い、かつ、関係する業務細目を遂行する権利を与えるものをいう。

1.28 「技能証明書」とは、漁船員に対して発給される資格証明書以外の証明書であつて、この条約に基づく訓練、能力又は海上航行業務の関連する要件が満たされていることを明記しているものをいう。

2 この規則は、STCW-FコードA部の義務的な規定によつて補足され、次の要件に従う。

2.1 いずれかの規則の要件というときは、STCW-FコードA部の対応する節を含めていう。

2.2 この規則の適用に当たっては、この条約の一層統一的な実施を世界的に達成するため、STCW-FコードB部に定める関連の指針及び説明資料を、最大限可能な限り考慮すべきである。

2.3 STCW-FコードA部の規定の改正は、附属書に適用される改正手続に関する第十条の規定に従つて採択され、効力を生じ、及び実施される。

2.4 STCW-FコードB部は、海上安全委員会においてその手続規則に従つて改正される。

第一―二規則 適用

1 締約国の主管庁は、専ら自国の港から運航し、かつ、限定水域内で漁獲を行う長さ四十五メートル未満の漁船において業務を行う乗組員に対して、第二―三規則に定める要件、第二―四規則に定める要件及び第二―五―一―一規則、第二―五―一―二規則又は第二―五―二規則に定める要件の全て並びに英語の使

用に関する要件を適用することが合理的又は実際的でないと考える場合には、この条約に定める安全の原則から逸脱することなしに、これらの規則の全部又は一部を当該乗組員については適用しないことを決定することができる。この場合において、主管庁は、当該乗組員の訓練及び資格証明に関して自国がとった措置の詳細を事務局長に報告する。

2 この条約の適用上、主管庁は、全ての章について、測定的基础として、長さ（L）に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。

2.1 長さ（L）二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン

2.2 長さ（L）四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン

第一―三規則 証明書及び裏書

1 漁船員の資格証明書は、この規則に定めるところにより業務、年齢、身体適性、訓練、能力及び試験に関する要件を満たしている場合にのみ、主管庁が発給する。

2 1の規定により締約国が発給する資格証明書には、当該資格証明書の発給を証明する当該締約国が、S T C W ― FコードA部第一章第三節に定める様式1又は2により裏書をする。

3 証明書及び裏書は、発給する国の公用語で作成するものとし、使用される公用語が英語でない場合には、英語による訳文を付する。

4 締約国は、無線通信士のための証明書の発給については、次のいずれかの方法をとることができる。

4.1 無線通信規則の定めるところにより証明書を発給するための試験に、第二一六規則の規定により要求される追加の知識を含めること。

4.2 第二一六規則の規定により要求される追加の知識を有していることを示す別個の証明書を発給すること。

5 第一一七規則の規定により、他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認した主管庁は、STCW-FコードA部第一章第三節に定める様式3によりその承認を証明する裏書をする。

6 裏書は、裏書された証明書の有効期間が満了し、又は当該証明書を発給した締約国が当該証明書を撤回し、停止し、若しくは取り消した場合には、直ちに効力を失うものとし、かつ、いかなる場合においても裏書された日の後五年以内に効力を失う。

7 機関長、機関部職員又はGMDSS無線通信士として業務を行うために千九百七十八年のSTCW条約の規定に従ってその受有者に発給された適当な資格証明書は、1の規定の適用上、漁船についての相当する証明書とみなす。

8 千九百七十八年のSTCW条約附属書第一―九規則に定めるところにより発給された健康証明書は、漁船の乗組員について効力を有する。

9 主管庁は、STCWコードA部第一章第三節に定める様式1から3までに基づいて当該様式の変形と認められる範囲内で、同節に定める様式と異なる様式を使用することができる。ただし、当該様式には、少なくとも要求された情報を記載するものとし、記入事項は、ローマ文字及びアラビア数字による。

第一―四規則 監督手続

1 正当に権限を与えられた監督官が第八条の規定に基づいて行う監督は、次の事項に限る。

1.1 漁船において業務を行う漁船員のうちこの条約により証明書を与えられることを要求されている全てのものが、当該証明書を与えられ、又は必要な臨時業務許可書を受有していることを確認すること。証明書は、不正に取得されたものであると認める明確な根拠がある場合及び証明書の所持者が当該証明書

の発給を受けた者と異なる者であると認める明確な根拠がある場合を除くほか、認容される。

1.2 漁船が次のいずれかの事態を引き起こしたことにより、当該漁船においてこの条約により要求される

当直の基準が維持されていないと認める明確な根拠がある場合に、その漁船員が当該基準を維持する能力を有しているか評価すること。

1.2.1 衝突し、座礁し、又は乗り揚げたこと。

1.2.2 航行中、びよう泊中又は係留中に国際条約に違反して物質を排出したこと。

1.2.3 機関が採択した航路指定の措置又は安全な航行に係る方式及び手続に従わず、無謀な又は危険な操船を行ったこと。

1.2.4 その他人命、財産又は環境に対する危険をもたらすような方法で運航されていること。

2 締約国の監督官は、1の規定により漁船において要件の不備を発見した場合には、適当な措置がとられるようにするため、当該漁船の船長及び主管庁に対し、直ちに文書で通報する。通報には、発見した要件の不備に関する詳細及び当該要件の不備のために人命、財産又は環境に対する危険があると当該締約国が判断する理由を明記する。

3 人命、財産又は環境に対する危険をもたらすと認められる要件の不備には、次のことを含める。

3.1 証明書の受有を要求されている者が、適当な証明書又は臨時業務許可書を所持していないこと。

3.2 甲板部又は機関部の当直体制が、主管庁の定める要件を満たしていないこと。

3.3 安全な航行、安全に関する無線通信又は海洋汚染の防止のために不可欠な装置を操作する能力を有する者が当直を担当していないこと。

3.4 航海を開始する際の最初の当直及びその後の当直に休養をとった者を充てることができないこと。

第一―五規則 情報の送付

1 事務局長は、締約国が要請する場合には、第四条の規定に基づいて送付を受けた情報を当該締約国に提供する。

2 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日の後二十四箇月以内に第四条の規定により要求される情報を送付しないときは、事務局長が当該情報を受領するまでの間、この条約に基づく特権を主張することができない。

第一―六規則 資格証明の制度の運用

1 各締約国は、能力に係る基準を達成するために必要な教育及び実習訓練を含む計画がその有効性を確保するために定期的に監視されることを確保するための手段を設定し、及び維持することを約束する。

2 各締約国は、実行可能な範囲内で、発給され、有効期間が満了し、若しくは更新され、滅失した旨が報告され、停止され、又は取り消された第一―三規則及び第二―一規則から第二―六規則までに定める全ての証明書及び裏書並びに発給された臨時業務許可書の登録簿を管理し、並びに他の締約国によって要請されたときは、当該証明書、裏書及び臨時業務許可書の状況に関する情報を提供することを約束する。

第一―七規則 証明書の承認

1 締約国の主管庁は、第一―三規則の規定に従って裏書することにより他の締約国又は他の締約国から権限を与えられた者が発給した証明書を承認するため、能力に係る基準の要件並びに当該他の締約国による証明書の発給及び裏書の要件が十分に満たされていることを確保する。

2 締約国でない国又は締約国でない国から権限を与えられた者が発給した証明書については、承認してはならない。

3 締約国の主管庁は、第一―三規則5及びこの第一―七規則1に定める要件にかかわらず、他の締約国が

発給した適当かつ有効な証明書であつて第一―三規則5の規定により要求される裏書をしていないものを受有する者に対し、必要がある場合には、当該締約国を旗国とする漁船において、三箇月を超えない期間業務を行うことを認めることができる。ただし、裏書の申請が当該主管庁に提出されたことを証明する文書を提示することができることを条件とする。

第一―八規則 経過規定

1 この条約により証明書が必要とされる職務区分につき締約国が自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により又は無線通信規則の定めるところにより発給した資格証明書及び従業証明書は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後、有効なものと認められる。

2 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後五年を超えない期間、従前の例により資格証明書を発給することができる。当該資格証明書は、この条約の適用上有効なものと認められる。この経過期間において、当該資格証明書の発給は、発給を行う締約国についてこの条約の効力が生ずる前に当該資格証明書に係る特定の部門において海上業務を開始した者に対してのみ行う。締約国は、資格証明書を得ようとする他の全ての者が、この条約の定めるところにより試験を受け、及び証明書を与えられることを確保す

る。

3 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた後二年以内は、この条約の定める適当な証明書又は自国についてこの条約の効力が生ずる前に自国の法令により発給した資格証明書のいずれも受有していない漁船員であつて次の要件を満たすものに対し、従業証明書を発給することができる。

3.1 当該締約国についてこの条約の効力が生ずる前七年以内に三年以上の期間、海上において、当該従業証明書に係る職務区分において業務を行ったことがあること。

3.2 3.1に規定する職務区分において良好に業務を行った証拠を提示したこと。

3.3 締約国が、申請時における年齢を考慮して身体適性（特に、視覚及び聴覚に関するもの）を有すると認めたこと。

この条約の適用上、この3の規定に基づいて発給された従業証明書は、この条約の定めるところにより発給された証明書と同等のものとみなす。

第一―九規則 臨時業務許可書

1 主管庁は、例外的に必要な場合において人命、財産又は環境に危険が生ずるおそれがないと認める

ときは、いずれかの職務区分（関連する無線通信規則に別段の定めがない限り、無線通信士を除く。）において業務を行うための適当な証明書を受有していない者に対し、特定の漁船において、六箇月を超えない特定の期間、当該職務区分において業務を行うことを許可する臨時業務許可書を発給することができ、この場合において、臨時業務許可書の発給を受ける者は、その就くこととなる職の職務を安全に遂行することのできる十分な能力を有していると主管庁の認める者でなければならない。

2 いずれかの職についての臨時業務許可書は、当該職の直下の職に就くために正当に証明書を与えられた者に対してのみ与える。当該職よりも下位の職の資格証明についてこの条約が定めていない場合には、臨時業務許可書は、その能力及び経験が当該職に必要とされる要件と明らかに同等であると主管庁の認める者に対して発給することができる。ただし、当該者がいかなる適当な証明書も受有していない場合には、臨時業務許可書が発給されても安全が損なわれないことを明らかにするためのものとして当該者が主管庁の認める試験に合格することを条件とする。主管庁は、適当な証明書の受有者が可能な限り速やかに当該職に就くことを確保する。

3 各締約国は、証明書が必要とされる職務区分ごとの臨時業務許可書の数に係る情報（発給実績がない場

合を含む。)を、毎年一月一日後可能な限り速やかに、事務局長に報告する。

第一―十規則 同等と認められる教育及び訓練の制度

1 この条約は、締約国が、特に、技術の進歩に応じた及び特殊な形態の漁船に適合した海上航行業務及び船内組織に係る教育及び訓練の制度その他のこの条約が定めるところと異なる教育及び訓練の制度を維持し、又は採用することを妨げるものではない。ただし、漁船の航行上の及び技術的な操船に関する海上航行業務、知識及び技能の水準が、少なくともこの条約が定める要件と同程度に、海上における安全を確保し、かつ、海洋汚染の防止の効果を有するものであることを条件とする。

2 1に規定する制度に関する細目は、第四条に定める報告に含める。

第一―十一規則 シミュレーターの使用

1 STCW-FコードA部第一章第十一節に規定する性能の基準及び他の規定並びに関係する証明書に係るSTCW-FコードA部に定めるその他の要件は、次の事項について遵守されなければならない。

1.1 全てのシミュレーター訓練

1.2 シミュレーターによって実施される能力の評価であつてSTCW-FコードA部の規定により要求さ

れるもの

1.3 STCW-FコードA部の規定により要求されるシミュレーターによる技能の維持の実証

第一―十二規則 医療上の基準

1 各締約国は、この第一―十二規則及びSTCW-FコードA部第一章第十二節の規定に従って、漁船員の身体適性の基準及び健康証明書の発給のための手続を定める。

2 各締約国は、STCW-FコードA部第一章第十二節の規定に従い、漁船員の身体適性の評価について責任を有する者が、漁船員の健康検査を行うことを目的として、当該締約国によって認められた医師であることを確保する。

3 この条約の規定に従って発給された証明書を受有する乗組員であつて海上において業務を行っているものは、この第一―十二規則及びSTCW-FコードA部第一章第十二節の規定に従って発給される有効な健康証明書も受有していなければならない。

4 健康証明書を得ようとする者は、次の4.1又は4.2並びに4.3及び4.4の要件を満たさなければならない。

4.1 十六歳以上であること。

4.2 十五歳以上であること（当該証明書を得ようとする者が、国内法令及び国内慣行に従って権限のある機関によって認められる場合に限る。）。

4.3 身元関係事項について十分な証明を提出すること。

4.4 締約国が定める適用される身体適性の基準を満たすこと。

5 健康証明書は、最長二年の期間有効とする。ただし、十八歳未満の乗組員の場合には、有効期間は、最長一年とする。

6 健康証明書は、その有効期間が航海中に満了した場合には、締約国によって認められた医師がいる次の寄港地まで、なおその効力を有する。ただし、その期間は、三箇月を超えないものとする。

7 主管庁は、緊急の場合には、締約国によって認められた医師がいる次の寄港地まで、乗組員が、有効な健康証明書なしに労働することを許可することができる。ただし、次のことを条件とする。

7.1 許可の期間が三箇月を超えないこと。

7.2 当該乗組員が有効期間が満了した最近の健康証明書を所持していること。

第二章 船長、甲板部の当直を担当する職員、機関部職員及び無線通信士の資格証明

第二―規則 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のた

めの最小限の要件

1 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長は、資格証明書を受有していなければならぬ。

2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員又は船長として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のSTCW条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。

2.2 STCW-FコードA部第二章第一節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3 資格証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のSTCW条約に従つて発給された有効な資格

証明書を受有しているものは、STCW-FコードA部第二章第一節に定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―二規則 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1 無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、資格証明書を受有していなければならない。

2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1 十八歳以上であること。

2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.2.1 承認された訓練計画（STCW-FコードA部第二章第二節に定める要件を満たす船上訓練であつ

て、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間

2.2.2 長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管庁は、当該海上航行

業務を、一年を超えない期間について特別の訓練（この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。）により、又は千九百七十八年のSTCW条約が適用される承認された記録簿によって証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。

2.3 STCW-FコードA部第二章第二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

2.4 無線通信規則に基づき指定された無線通信の任務を遂行するために適当な、第二―六規則に定める関係要件を満たすこと。

3 資格証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のSTCW条約に従つて発給された有効な資格証明書を受有しているものは、STCW-FコードA部第二章第二節に定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―三規則 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長の資格証明のため

の最小限の要件

1 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船の船長は、第二―一規則の規定により発給された証明書を受有している場合を除くほか、少なくともこの第二―三規則の規定により発給される資格証明書を受有していなければならない。

2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1 限定水域又は無限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための要件を満たしており、かつ、長さ十二メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員又は船長として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、締約国は、当該海上航行業務を、千九百七十八年のSTCW条約が適用される海上航行船舶において甲板部の当直を担当する職員として行った承認された海上航行業務により代替することを認めることができる。

2.2 STCW FコードA部第二章第三節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3 締約国は、同一の限定水域において運航する全ての漁船及び稼働する全ての構築物の安全に及ぼす影響

に留意した上、第一―一規則に規定する定義に従って自国が定める限定水域を考慮し、及び能力に係る基準に含めるべき追加の事項を決定すべきである。

4 資格証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のSTCW条約に従つて発給された有効な資格証明書を受有しているものは、STCW―FコードA部第二章第三節に定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―四規則 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員の資格証明のための最小限の要件

1 限定水域において運航する長さ二十四メートル以上の漁船において甲板部の当直を担当する職員は、第二―二規則の規定により発給された証明書又は少なくともこの第二―四規則の規定により発給された資格証明書のいずれかを受有していなければならない。

2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1 十八歳以上であること。

2.2 次のいずれかの期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.2.1 承認された訓練計画（STCWコードA部第二章第四節に定める要件を満たす船上訓練であつて、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、長さ十二メートル以上の漁船又は漁業練習船において十二箇月以上の期間

2.2.2 長さ十二メートル以上の漁船の甲板部において二年以上の期間。ただし、主管庁は、当該海上航行業務を、一年を超えない期間について特別の訓練（この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と少なくとも同等のものであることを条件とする。）により、又は千九百七十八年のSTCW条約が適用される承認された記録簿によって証明される承認された海上航行業務により、代替することを認めることができる。

2.3 STCWコードA部第二章第四節に定める能力に係る基準を満たすこと。

2.4 無線通信規則に基づき指定された無線通信の任務を遂行するため、適当な要件を満たすこと。

3 資格証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のSTCW条約に従つて発給された有効な資格証明書を受有しているものは、STCWコードA部第二章第四節に定める能力に係る基準であつて、

相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第二―五―一―規則 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長及び一

等機関士の資格証明のための最小限の要件

1 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。

2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員
の資格証明のための要件を満たしており、かつ、当該職員の職務区分において、次の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。

2.1.1 一等機関士の資格証明の場合には、資格を有する機関部職員として十二箇月以上の期間

2.1.2 機関長の資格証明の場合には、三十六箇月以上の期間。ただし、資格証明書を得ようとする者が一等機関士として十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある場合には、この三十

六箇月以上の期間を二十四箇月以上の期間に短縮することができる。

2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCW-FコードA部第二章第五一一一節に定める能力に係る基準を満たすこと。

力に係る基準を満たすこと。

第二一五一一二規則 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備

えた漁船の機関長及び一等機関士の資格証明のための最小限の要件

1 七百五十キロワット以上三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船の機関長及び一等機関士は、資格証明書を受有していなければならない。

2 資格証明書を得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において機関部の当直を担当する職員
の資格証明のための要件及び次の要件を満たしていること。

2.1.1 一等機関士の資格証明の場合には、機関士補又は機関部職員として十二箇月以上の期間承認された

海上航行業務を行ったことがあること。

2.1.2 機関長の資格証明の場合には、二十四箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがある

こと。ただし、当該期間のうち十二箇月以上の期間については、一等機関士として業務を行う資格を有し、かつ、機関部職員として業務を行ったものでなければならない。

2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCWFコードA部第二章第五―一二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3 三千キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船の一等機関士として業務を行う資格を有する機関部職員は、三千キロワット未満の推進出力の主推進機関を備えた漁船の機関長として業務を行うことができる旨が証明書に裏書されている場合には、当該業務を行うことができる。

第二―五―二規則 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた漁船において人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される機関部職員の資格証明のための最小限の要件

1 七百五十キロワット以上の推進出力の主推進機関を備えた海上航行漁船において、人員の配置がされる機関区域の機関部の当直を担当する職員又は定期的に無人の状態に置かれる機関区域の当番に指名される

機関部職員は、資格証明書を受有していなければならない。

2 資格証明書を得ようとする者は、次の2.1及び2.5並びに2.2から2.4までのいずれかの要件を満たさなければならない。

2.1 十八歳以上であること。

2.2 工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画（STCW-FコードA部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であつて、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、漁船又は漁業練習船において行ったものでなければならない。

2.3 工作技能訓練と承認された海上航行業務とを合わせて十二箇月の期間行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月以上の期間については、承認された訓練計画（STCW-FコードA部第二章第五―二節に定める要件を満たす船上訓練であつて、承認された訓練記録簿に記載されるものを含む。）の一部として、千九百七十八年のSTCW条約に従って運航する船舶又は練習船において行ったものでなければならない。

2.4 機関室において、十二箇月以上の期間承認された海上航行業務を行ったことがあること。ただし、当該期間のうち六箇月を超えない期間について、主管庁は、必要と認める場合には、当該海上航行業務を工作技能訓練等の特別の訓練により代替することを認めることができる。この場合において、当該特別の訓練の計画が、これにより代替される、要求される海上航行業務と同等のものであることを条件とする。

2.5 STCW-FコードA部第二章第五―二節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3 締約国は、推進機関の出力及び同一の限定水域において運航する全ての漁船の安全に及ぼす影響に留意した上、限定水域における航海に従事する漁船の機関部職員に対する能力に係る基準の要件及び海上航行業務の要件を変更することができる。

4 必要な理論的知識及び実際の経験を与えるための訓練は、関連のある国際的な規則及び勧告を考慮して行わなければならない。

注釈

第二―六規則 漁船におけるGMDSS無線通信士の資格証明のための最小限の要件

無線部の当直に関しては、無線通信規則及び二千十二年のケープタウン協定に遵守すべき規定がある。無線設備の保守に関しては、二千十二年のケープタウン協定に規定がある。これらの規定は、無線通信規則において義務的なものとされており、二千十二年のケープタウン協定が効力を生ずる日から、同協定において義務的なものとされる。

適用

1 この第二一六規則の規定は、2に規定する場合を除くほか、国際条約に定めるところに従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（G M D S S）の下で運航する漁船の無線通信士について適用する。

2 G M D S Sの規定に従うことを要求されない漁船の無線通信士は、この第二一六規則の規定に従うことを要しないが、無線通信規則に従うことを要求される。主管庁は、当該無線通信士について、無線通信規則に定める適当な証明書が発給され、又は承認されることを確保する。

G M D S S 無線通信士の資格証明のための最小限の要件

1 G M D S Sの下で運航する漁船において無線通信の任務を担当し、又は遂行する者は、無線通信規則の

定めるところにより主管庁が発給し、又は承認するGMDSSに係る適当な証明書を受有していなければならない。

2 さらに、二十二年のケープタウン協定が効力を生じたときに、千九百九十三年のトレモリノス議定書又は同協定により無線設備を設置することが要求される漁船における業務に関する資格証明書であつて、この第二―六規則の規定に基づくものを得ようとする者は、次の要件を満たさなければならない。

2.1 十八歳以上であること。

2.2 承認された教育及び訓練を修了し、かつ、STCW-FコードA部第二章第六節に定める能力に係る基準を満たすこと。

3 無線通信規則の定めるところにより発給される全ての種類の証明書について、この条約の要件を満たしている旨が裏書されるために要求される知識、理解及び技能は、STCW-FコードA部第二章第六節に定める。締約国は、知識及び訓練の適当な水準の決定に当たっては、STCW-FコードB部第二章第六節の関連する勧告についても考慮する。

第二―七規則 船長及び職員の証明書の更新

1 この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有している船長及び職員であつて、海上において業務を行っているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。

1.1 第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。

1.2 STCW-FコードA部第二章第七節の規定に従つて専門的能力の維持を確立すること。

2 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をSTCW-FコードA部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。

3 締約国は、関係者と協議の上、STCW-FコードA部第二章第七節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。

4 各主管庁は、船長及び職員が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が海上における人命の安全及び海洋環境の保護に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手することができるように

する。

第二十八規則 GMDSS無線通信士の証明書の更新

1 この章の規定により発給され、又は承認された証明書を受有しているGMDSS無線通信士であつて、海上において業務を行っているもの及び海上における業務に復帰する意思を有するものは、海上航行業務に対する適性を維持するため、五年を超えない期間ごとに、次のことを要求される。

1.1 第一―十二規則に規定する身体適性の基準を満たすこと。

1.2 STCW-FコードA部第二章第八節の規定に従つて専門的能力の維持を確立すること。

2 各締約国は、二千三十一年一月一日前に発給される証明書を得ようとする者に要求した能力に係る基準をSTCW-FコードA部に規定する適当な証明書のための能力に係る基準と比較して、これらの証明書の受有者に対し、再教育のための及び最新の知識の習得のための適当な訓練又は評価を受けるよう要求する必要性を判断する。

3 締約国は、関係者と協議の上、STCW-FコードA部第二章第八節に規定する再教育のための及び最新の知識の習得のための課程を制度化し、又はその制度化を促進する。

4 各主管庁は、G M D S無線通信士が最新の知識を習得するため、自国を旗国とする漁船が無線通信及び海上における人命の安全に関する国内法令及び国際規則の最新の改正文書を入手することができるようにする。

第三章 全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練

第三―一規則 全ての漁船員に対する基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練に

関する最小限の要件

1 漁船員は、船内におけるいずれかの任務を割り当てられる前に、S T C W―FコードA部第三章第一節の規定に従って次の要件を満たさなければならない。

1.1 主管庁により承認された基本的な訓練及び船上の安全について精通するための訓練を受けること。

1.2 適当な能力に係る基準を満たすこと。

2 証明書が発給されるために必要な資格に基本的な訓練が含まれない場合には、当該証明書の受有者が基本的な訓練の課程を良好に修了したことを示す技能証明書が発給される。

3 証明書を得ようとする者であつて、千九百七十八年のS T C W条約に従つて発給された有効な技能証明

書を受有しているものは、STCWコードA部第三章第一節の表A―三―一―一から表A―三―一―四までに定める能力に係る基準であつて、相当する千九百七十八年のSTCW条約の証明書の発給のために同等以上の水準が要求されたものについて、再評価されることを要しない。

第四章 当直

第四―一規則 任務への適合

当直体制は、当直を担当する乗組員の能力が疲労によつて損なわれることのないようなものでなければならない。当直体制は、航海を開始する際の最初の当直を担当する者及びその後当直を担当する者が十分な休養をとっており、及びその任務の遂行に適している状態にあるように編成する。

第四―二規則 漁船において遵守すべき基本的な当直の原則

1 主管庁は、安全な当直が常に維持されることを確保するために遵守すべきSTCWコードに定める要件、原則及び指針につき、漁船の所有者及び運航者、船長、機関長並びに全ての当直を担当する乗組員の注意を喚起する。

2 全ての漁船の船長は、その時の状況を考慮して、当直体制が安全な当直の維持に十分なものであること

及び船長の全般的な指揮の下に次のことを確保する。

2.1 甲板部の当直を担当する職員が、任務の遂行中、漁船を安全に航行させる責任を有し、かつ、いかなる時にも船橋又は海図室若しくは船橋制御室のような任務に直接関連する場所を離れないこと。

2.2 無線通信士が、任務の遂行中、適当な周波数で継続的な無線部の当直を維持する責任を有すること。

2.3 機関部の当直を担当する職員が、STCW-Fコードに定めるところに従って、機関長の指揮の下に、警報があり次第機関区域に行くことのできるようにしておくものとし、要求されるときは、当直の責任を有している期間、機関区域を離れないこと。

2.4 漁船の安全のために適切かつ効果的な当直が常に維持されること。

3 いかなる漁船も、少なくともSTCW-Fコードに定める基本的な当直の原則を考慮するものとする。ただし、締約国は、限定水域において運航する極めて小さい漁船については、基本的な原則の完全な遵守を免除することができる。